

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名：三重県

協議会名：紀北町地域農業再生協議会

整理番号	使途 ※1	作期等 ※2	単価 (円/10a)	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
1	地域重点作物(さといも)への助成	1	12,000	さといも	①助成対象水田への作付け ②出荷・販売すること
2	地域振興作物(さといも、にんにくを除く)への助成	1	8,000	別紙のとおり	①助成対象水田への作付け ②出荷・販売すること
3	地域重点作物(にんにく)への助成	1	29,000	にんにく	①助成対象水田への作付け ②出荷・販売すること

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作物を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作物を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的な要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。

4. 追加配分等を受けた場合の調整方法

以下の方法により、追加配分金額を調整する。個票記載の上限単価の範囲内で個票の単価調整を行う。
調整の方法として、全ての個票を基本単価で支払った場合の金額と配分金額から算定した一律の割合で計算し、単価調整する。
①(配分金額÷基本単価での支払い合計額＝一律の割合) ②(各個票の基本単価×一律の割合＝調整された単価)
さといも…基本単価12,000円/上限単価25,000円
野菜…基本単価8,000円/上限単価15,000円
にんにく…基本単価29,000円/上限単価45,000円

5. 所要額が配分枠を超過した場合の調整方法

次の単価調整係数(小数点4位以下切り捨て)を用いて、交付単価を一律に減額(④個票(複数年契約)は除く、また単価は10円単位で計算するものとする)するものとする。
・単価調整係数＝配分額／所要額

6. 高収益作物について

該当なし

注1 産地交付金で支援する作物のうち、高収益作物に該当する作物名(野菜、花き・花木、果樹除く)を記載してください。
注2 収益性のわかるデータを添付してください。